

第17回仙台市動物愛護協議会 議事録

| | |
|---------------------|---|
| 開催日時 | 平成25年2月7日(木) 13時00分から15時00分 |
| 開催場所 | 庄建上杉ビル 3階 会議室 |
| 出席者 | |
| 委員 (順不同・ 敬称略) | 大草潔(副会長) 吉川時夫 甲羽良平 齋藤文江 坂本憲昭 佐藤衆介(会長) 柴内裕子 山口千津子 |
| 事務局 | 健康福祉局保健衛生部長 保健衛生部参事兼生活衛生課長 同動物管理センター所長 同動物管理センター主幹 同生活衛生課主幹兼食品衛生係長(進行) 同生活衛生課食品衛生係主査 |
| 次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 委員紹介 4. 職員紹介 5. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長選任 (2) 副会長指名 (3) 平成24年度動物愛護アクションプラン実施状況について (4) 平成25年度動物愛護アクションプラン(案)について (5) その他 6. 閉会 |

| | |
|----------------|--|
| 発言者等 | |
| <開会> 進行 | <p>それでは定刻でございますので、ただいまから第17回仙台市動物愛護協議会を開催いたします。はじめに本協議会にあたりまして、佐々木保健衛生部長よりごあいさつを申し上げます。</p> |
| <挨拶> 保健衛生部長 | <p>保健衛生部長の佐々木と申します。本日はお忙しい中、委員の皆様、動物愛護協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、このたびの委員改選にあたり、快くお引き受けいただき、改めて御礼申し上げます。日ごろより、本市の保健衛生行政にご理解、ご協力を賜っておりますことにも、改めまして感謝申し上げます。</p> <p>東日本大震災から間もなく2年が経過いたします。委員の皆様にはこの間、被災動物をはじめ、被災動物に関わる被災者の支援にもご尽力をいただき、敬意を表するところでございます。本日の協議会では、今年度のアクションプランの実施状況につきまして、中間集計を報告したいと存じます。25年度に取り組む事業につきましても、アクションプラン案として、</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>さらに昨年9月に改正がありました動物愛護法の改正ポイントについてご説明いたしたいと考えております。</p> <p>震災の被災動物の愛護活動に携わっております各団体からも、ご報告、ご説明をいただき、ともに取り組んだという情報交換なり、あるいは意識、取り組みの共有を図ってまいりたいと思います。今後の仙台市の動物愛護のさらなる推進に向け、委員の皆様方から忌たんのないご意見、ご助言をいただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。甚だ簡単ではございますが、私からのあいさついたします。</p> |
| <委員紹介> 進行 | はい、ありがとうございます。それでは今期の委員にご就任いただきました皆様をご紹介申し上げます。恐縮でございますが、五十音順でご紹介申し上げます。社団法人仙台市獣医師会会長大草潔様でございます。 |
| 大草委員 | どうぞよろしく願いいたします。 |
| 進行 | 仙台市連合町内会長会副会長吉川時夫様でございます。 |
| 吉川委員 | 吉川です。どうぞよろしく願いいたします。 |
| 進行 | 東北ペット専門店組合組合長甲羽良平様でございますが、ただいまこちらにお向かいになっている状況のようでございます。甲羽様につきましてもご就任いただいております。続きまして特定非営利活動法人エーキューブ齋藤文江様でございます。 |
| 齋藤委員 | 齋藤です。よろしく願いいたします。 |
| 進行 | 仙台市七北田小学校校長坂本憲明様でございます。 |
| 坂本委員 | 坂本と申します。どうぞよろしく願いいたします。 |
| 進行 | 東北大学大学院農学研究科教授佐藤衆介様でございます。 |
| 佐藤委員 | 佐藤です。よろしく願いいたします。 |
| 進行 | 公益社団法人日本動物病院福祉協会顧問柴内裕子様でございます。 |
| 柴内委員 | よろしく願いいたします。 |
| 進行 | 社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員山口千津子様でございます。 |
| 山口委員 | 山口です。よろしく願いいたします。 |
| <職員紹介> 進行 | 以上8名の方々にご就任をいただいております。皆様どうぞよろしく願いいたします。続きまして本日出席の仙台市職員を紹介いたします。先ほどごあいさつ申し上げました佐々木保健衛生部長でございます。 |
| 保健衛生部長 | よろしく願いいたします。 |
| 進行 | 岡崎保健衛生部参事兼生活衛生課長でございます。 |
| 保健衛生部参事兼生活衛生課長 | よろしく願いいたします。 |

| | |
|------------|--|
| 進行 | 千葉動物管理センター所長でございます。 |
| 動物管理センター所長 | よろしくお願いいたします。 |
| 進行 | 亀田動物管理センター主幹でございます。 |
| 動物管理センター主幹 | よろしくお願いいたします。 |
| <議事> 進行 | <p>またお手元の仙台市動物愛護協議会事務局名簿のとおり、関係職員も出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議事に入ります前に資料の確認をお願いいたします。本日の資料はお手元の次第に記載の資料一覧のとおり、お配りしております。合わせてA4版のホチキス留めのものが3部ございます。仙台市被災動物救護対策本部と書かれたものが1部、NPO法人エーキューブと書かれたものが1部、ハート to ハート活動報告書と書かれたものが1部でございます。皆様、お揃いでしょうか。不足等がございましたら、事務局にお声がけいただければと思います。</p> <p>(1) 会長選任</p> <p>それでは議事に入りたいと存じます。本日は委員任期が改まりましてからの初めての協議会となりますので、まず会長を選任いただきたいと存じます。会長は本協議会の規定により、互選により定めとなっておりますが、皆様からご発言はございますでしょうか。はい、お願いします。</p> |
| 齋藤委員 | 齋藤です。昨年度の副会長でありました佐藤委員を推薦したいと思いますが、皆様いかがでしょうか（拍手多数）。 |
| 進行 | 佐藤委員、よろしいでしょうか。それではどうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、佐藤委員は会長席にお移りをいただきたいと思えます。それではここで佐藤会長にごあいさつをちょうだいしたいと存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。 |
| 佐藤会長 | <p>大役を仰せつかりました。東北大学農学研究科の佐藤です。皆さん、ご協力よろしくお願いいたします。私は専門が家畜の行動学と福祉学で、家畜のQOL=生活の質の改善に関わる基礎的な研究をやってきました。そういうことで本協議会の中心テーマは犬猫の動物愛護行政推進に関わる検討なわけですが、微力ながら貢献できるのではないかと考えております。</p> <p>合わせまして動物愛護管理法は、所掌範囲が犬猫だけではなくて、展示動物、実験動物、私の扱う産業動物も含まれますので、この愛護行政の中でさらに展開ができればと考えております。よろしくお願いいたします。</p> |
| 進行 | はい、ありがとうございました。これからの議事進行については、会長 |

| | |
|------------|---|
| | <p>をお願いしたいと存じます。佐藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 佐藤会長 | <p>(2) 副会長指名</p> <p>はい、それではこの議事次第に従って進めさせていただきます。2番目、副会長指名ということで、本協議会の規定によりますと、会長が指名するとなっております。仙台市獣医師会の大草委員をお願いしたいと思います。が、よろしいでしょうか(拍手あり)。それではよろしくお願いいたします。副会長の席にお移りいただいて、ごあいさついただければと思います。</p> |
| 大草副会長 | <p>ただいまご紹介に預かりました社団法人仙台市獣医師会会長の大草と申します。前任の茂木より私にとということで、新任ですけれども、いきなり副会長ということで、いささか荷が重いなという感じはいたします。佐藤会長の補佐をしながら、よりよい動物愛護協議会にするために努力をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 佐藤会長 | <p>(3) 平成 24 年度動物愛護アクションプラン実施状況について</p> <p>はい、それでは3番目の議事に移ります。平成 24 年度動物愛護アクションプラン実施状況ということで、事務局からご説明ください。</p> |
| 動物管理センター所長 | <p>それでは事務局のほうからご説明させていただきます。資料1をご覧くださいと存じ上げます。平成 24 年度仙台市動物愛護アクションプラン実施状況についてご説明を申し上げます。アクションプランの本文は明朝体で、実施状況はゴシック体で記載しております。重点事業1の飼い主のいない猫対策事業でございます。本市の飼い主のいない猫対策事業として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の推進のため、平成 22 年度より社団法人仙台市獣医師会が進める事業へ、一部経費補助を行っております。24 年度は 12 月末で 393 頭の実施となり、23 年度実績 401 頭を上回るのは確実な状況でございます。</p> <p>2 ページにまいります。この制度の周知やセミナー開催による地域猫活動支援などを記載のとおり実施しております。本事業につきましても、着実に効果が現われていると考えており、来年度も事業を推進してまいりたいと存じます。次に重点事業2の災害発生時動物愛護対策事業でございます。3 ページをご覧ください。委員の変更もございますので、第1期分として昨年度の協議会で報告を行った平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間の実績を参考として掲載しております。災害発生時動物愛護対策事業は被災動物の救済と、仮設住宅などにおけるペット飼育に関する支援を柱として推進してきました。4 ページにまいります。</p> <p>第2期となります平成 24 年度においては、双方の事業を継続しながら</p> |

少しずつペット飼育の支援に軸足を移しております。尚、これらの事業は社団法人仙台市獣医師会、動物愛護ボランティア団体、NPO法人エーキューブ、ハート to ハート、及び本市から構成される被災動物救護対策本部の事業としても実施しております。第2期における本事業の具体的な内容は資料のとおり、多岐にわたり、回数なども相当なものとなっております。尚、エーキューブとハート to ハートにおかれましては、昨年5月に公益財団法人社会貢献支援財団より、これらの活動に対し、表彰を受けましたので、皆様にご紹介を申し上げます。

4、重点事業以外の平成24年度アクションプランの具体的な取り組みです。資料は6ページとなります。I、適正な飼養の推進では飼い主のマナー向上対策として、さまざまな媒体を利用した啓発を行っております。また2、公園等におけるマナー向上を推進するため、区民祭りにおいては宮城野区はボランティアとの協働で、青葉区は獣医師会及びボランティアと協働でしつけ教室を開催しました。この教室は飼い主だけでなく、祭りに参加している市民へのアピールにもなったものと考えております。

本年1月19日には泉区の泉ビレッジ館連合町内会が主催する形で、犬の糞捨て問題、お散歩マナーの悪さを解消するため、当センターで専門家をお招きして、愛犬マナーアップのためのワークショップを開催しました。このような取り組みは、今後も地域とともに取り組んでまいりたいと考えております。さらに広く市民に動物の理解を促進するため、触れ合い体験教室なども開催しております。続きまして7ページになります。

1、犬猫引き取り件数の削減についてです。この引き取り頭数は当センターに持ち込まれた際に、終生飼養と不妊去勢手術などの指導や働きかけを行った上での結果です。2、収容動物の譲渡の推進ですが、今年度は獣医師会や市民ボランティアとの協働で、当初の予定を超える回数の譲渡会を開催しております。また譲渡会には坂本委員の七北田小学校の児童にもお手伝いをいただきました。子どもころからこのような取り組みは、将来の動物愛護の普及につながるものと期待しております。

3、個体識別措置の普及推進では、仙台市獣医師会の協力により、譲渡動物へのマイクロチップの装着を推進しております。1、未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策は資料のとおりとなっております。1、未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策は資料のとおりとなっております。

8ページでございます。動物取扱業者への指導・啓発についてでございます。動物取扱業者の指導については、研修会の開催と立ち入り検査を柱にしております。研修会は宮城県との共催とし、受講の機会をふやすことで、受講率の確保に努めております。立ち入り検査はこれまでの立ち入り

| | |
|------|---|
| | <p>検査の実績を踏まえ、新規や更新時に重点的に行っております。</p> <p>特定動物の飼い主への指導啓発及び逸走時の対応については、記載のとおりでございますが、飼育許可施設は平成 24 年 4 月現在で 8 カ所、134 頭となっております。9 ページに入ります。Ⅱ、人と動物の良好な関係構築の推進のうち、1、動物介在活動については従来から行っている小学校に加え、再掲となりますが、柴内委員のご協力により、今年度はプレハブ仮設住宅に住む児童を対象にして行っております。尚、この介在活動は全国ネットテレビでも紹介されております。</p> <p>飼い主のいない猫対策の推進と、10 ページの災害時の動物愛護対策については、重点事業で報告いたしましたので、省略いたします。10 ページです。Ⅲ、人材育成、市民との連携については従来どおりの活動となっております。動物介在活動や譲渡会等におけるボランティアとの協働事業が年々充実しているところから、今後も継続して裾野を広げながら、レベルアップを図りたいと考えております。24 年度の仙台市動物愛護アクションプラン実施状況につきましては、以上でございます。</p> |
| 佐藤会長 | <p>はい、ありがとうございます。続きまして 24 年度のアクションプランに関連し、重点事項の災害発生時動物愛護対策事業におきまして、仙台市被災動物救護対策本部の会長の大草委員から、活動の状況など主な点をご紹介いただければと思います。よろしく申し上げます。</p> |
| 大草委員 | <p>では仙台市被災動物救護対策本部のレジメをご覧ください。私は今本部長の立場で、日本全国でいろいろ講演を頼まれて、被災のことをお話をするんですが、その中から対策本部のところをピックアップして、約 12 枚のスライドを資料としております。</p> <p>今のアクションプランの中にもかなりお話はありましたが、この対策本部の構成団体は、我々仙台市の獣医師会と行政の出先機関である仙台市動物管理センター、ボランティア団体のエーキューブとハート to ハート。大きく 3 つの団体から構成されています。このような団体は動物管理センターの中で、常日ごろから顔を合わせており、いろんな問題点があれば、逐次相談したり、いろんなことで接触を図っています。やはりこういう構成団体は常日ごろから交流がないと、いざこういう震災とかが起こったときに、その対応はなかなか難しいと思うんですね。</p> <p>その次のスライドにもある、仙台市の総合防災訓練は毎年かなり大規模にやっております、獣医師会もボランティア団体もテントを立てて訓練をしていました。今回こういうものがなかなかうまく太刀打ちできないほどの被害があったんですけど、こういうことが基礎となって、本部の仕事が始まったときには、流れが非常にスムーズであったということでありま</p> |

す。

4枚目の39と書いたところに、被災のときの対策本部の事業分担が書いてあります。大きく分けて1から4で、被災動物の医療支援事業は獣医師会が主にやったということですね。2番目の被災動物の保護事業は、3団体がそれぞれの持分を持って分担をして行いました。

3番の避難動物支援事業は獣医師会とボランティアの方々には、実際に避難所だとか、そのあとは仮設住宅をまめに回っていただいて、その日の動物の状況把握、治療が必要なものについてはこういう動物がいますという報告を得て獣医師会が動いたということでもあります。

4番目の避難動物救護事業につきましては、支援物資の保管は仙台市で、我々は避難犬の狂犬病の予防注射、またそのほかの予防処置を行いました。ボランティアについては我々の後方支援ということで、非常にまめに動いていただいたという経過がございます。

1枚目の左の一番下にはその経過が書いてあります。やはり問題は、仙台市との協定の締結が目前に迫っていたところに、こういう大震災があって、締結が遅れたということがあり、みなしの救護対策本部ということで、事業を開始しております。

動物管理センターが七北田川の支流の梅田川が近くで、ぎりぎりのところまで水位は上がったんですけども、今回は運よく津波に遭わなかった。もし津波で水をかぶっていたら、このあとの発足がもっと遅れて、事業的にも困難な状態になったと思われれます。何が災いをするか、そのときの状態によって、いろいろシミュレーションをしておかないと、マニュアルだけではなかなかうまくいかないということでもあります。

管理センターの中も地震で、計器備品が被害を受けました。我々は協同組合という組織の中で、夜間の動物病院を経営しているんですね。そこは全く被害を受けなかったのも、臨時の対策本部を先に立てて、いろんな事業を展開をしていたということでもあります。

我々はまず、ペットの医療助成として、被害を受けた方の動物たちに対して、1頭当たり5千円の補助をしました。これは本来であれば足かせがあるんですけども、今回の場合には予防処置も全部オーケーということで、その中で5千円の補助をしております。それから仮設住宅への動物への補助事業ですが、避難所がなかなか動物たちをうまく受け入れることができず、せめて仮設住宅については同行して、スムーズに入居できるように、行政にもお願いして、そういうことを実現をさせました。今約200頭ぐらい仮設住宅には動物が同居して住んでおります。

それから地域猫の対策です。逃亡した猫が非常に繁殖をしまして、

| | |
|------|---|
| | <p>野良の猫が非常にふえたという経緯を踏まえ、地域猫からスライドして、逃亡猫への繁殖制限を行っております。それから福島県の収容犬を預かっております。まだ全部がやはり戻ってなくて、10頭くらいの福島の犬が、我々の動物病院でお預かりをしているという状況であります。</p> <p>救護救援活動は、こういうことで行っているんですけど。義援金の収入状況は災害対策本部、本当の本部からくるお金が1,300万円でしたね。これは3回に分けて入ったんですけど。この交付年月日を見ればわかるとおり、対応は遅いんですよ。1回目はスムーズに、6月1日っていうことは3カ月後には入ったんですけども。2回目となると、半年を経過して、さらに3回目になると1年半を経過してからお金が入って来るということで、非常に迅速性がないですね。実際には1,800万円まではオーケーだよということだったんですけども、結局はカットされて、約55%。今300万のところ、しゃべるときにまだ未交付だったんで、そのパーセントと一番下の義援金の合計が、300万少ない数で直していないということで、約3,000万の合計があります。</p> <p>一般の方から、獣医師会に入ったお金は約1,700万で、大体義援金の収入としては3,000万円ぐらいだということでもあります。その使い道は、今回は書いていないんですけども。3千万円のうち、救護対策、医療助成だとか、被災動物の預かりだとか、仮設住宅のペットに対する支援だとか、ボランティアの活動費なんかで大体2千万円を使っております。</p> <p>備品費っていうのは支援物資を保管しておくコンテナ、あと保護した動物を譲渡会するためのフェンス、どうしても離れていると逃亡すると困るので、そのフェンスだとか。あとプロジェクターとかそういうもので約200万使っております。それが備品費です。管理費はいろんな消耗品とかで約200万。今2,500万ぐらいが消費をしているということですね。</p> <p>これからの事業につきましては、あとの予算内の中でやっていくということになっております。この対策本部は一応3月31日を持って収束をするということになっております。以上でございます。</p> |
| 佐藤会長 | <p>はい、ありがとうございました。続きまして今、大草委員から紹介があった1枚目の最初のところに、仙台市被災動物救護対策本部の構成団体として紹介されていますが、ボランティア団体のエーキューブとハート to ハートから活動をご紹介いただきたいと思います。はじめにエーキューブの齋藤委員からお願いします。</p> |
| 齋藤委員 | <p>はい、ではエーキューブの被災動物の対策本部での活動をお話しします。今年度は被災当初の混乱時期を過ぎて、皆さん仮設に移られたので、支援物資の配布とともに、飼養相談やそれぞれの地域のペットたちの環境の整</p> |

備に取り組みました。訪問していくと糞の問題が気になると聞かれました。被災されたペット連れの方たちは気をつけているのだが、どうもその仮設の周りが土で、とっても犬のお散歩には都合のいい環境ですから、糞の問題がどこの仮設でも問題になっています。あすと長町の仮設住宅でのペットの会の取り組みとして、そこの自治会と一緒に清掃活動を行ったとき、一緒に糞取り活動も行い、アピールをしたこともあります。

荒井の仮設でも環境整備のとき、ペットの飼い主の方たちは一緒に糞取りもしているんだよということ聞かれますので、皆さんそれなりにいろいろ工夫して頑張っているんじゃないかなと思います。相談の電話で、今後、仮設住宅から復興住宅に移るときの、ペット可かどうかということが、皆さんとても心配されておりました。

ある方からお電話では、若林の復興住宅でペット可と決まったのだけでも、住宅に入ってから、ペットの散歩はエレベーターを使わないで、階段を使ってほしいということがありましたとご報告を頂きました。その方は高齢な方で、自分は階段を2匹の犬を連れて、散歩に出るなんてとても無理なので、仮設住宅は諦めましたという、ちょっと悲しい話も聞かれました。これは今後どういうふうになっていくのか、気がかりなところでありました。

仮設のあすと長町での糞取り活動を3回ぐらい、今年の春先、初夏のころとあとは夏と秋口にやったんですけれども。その3回やった糞取り活動が、近くの町内の公園に啓発のような形で影響を与えて、資料にも載っているんですが、そこの学区のお子さんたちがマナーの看板をつくってくれて、近くの公園に、全体にこんな感じで貼ってありました。仮設の方たちがマナーをよくしようと思うことが、近所の町内会にも影響したということで、本当にとっても皆さん頑張っているというのがよくわかって、私たち支援していても嬉しい出来事でした。

あとは全部読んでいただければわかるように、訪問活動なんか柴内先生が載っている写真がありますが、仮設の子どもたちともいい触れ合いができたと思います。避難されて仮設にいる方たちの、仮設はもとより、民賃といわれるところに住んでいるペット連れの方たちも、今後の復興住宅というのがとても気がかりと聞かれますので、その辺は今後、私たちも関心を持っていきたいと思っています。

狂犬病予防注射、獣医師会から今年度も無料で施行していただけるということで、全仙台市内の仮設住宅を回ったときに、宮城野区で、まだ去年一昨年の6月以降、支援が何もされていないというところがありました。そちらも一昨年の6月以降に入居された方が相当いましたので、そのなか

| | |
|---------------|--|
| | <p>らペット連れの方をピックアップする作業もしました。</p> <p>やはり仙台市被災動物対策本部で支援するというときに、そういう漏れがあった方たちがいて、不公平感が出ては支援にはならないと、1週間で会員を集めて宮城野区のペット連れ入居者を、何回か行って調査しました。その辺の今後の、また災害があったときの支援の状態も、もし支援がそちらの地区が人手不足や何かでできないというのであれば、対策本部に連絡いただくとかして、継続的に支援する体制を、バランスよく取っていただければという、今後の課題かなと感じました。以上です。</p> |
| 佐藤会長 | <p>はい、ありがとうございました。いろいろ問題点等も指摘いただいて、今後 25 年度なりの中で取り組んでいってもらうようにする必要があるんだろうなと感じました。続いてハート to ハートの菊地さんからお願いしたいんですが、菊地さんはこの本協議会の委員ではございませんが、本協議会の規定に、必要がある場合は委員以外の人に意見を求めることができるという規定です。そういうことでお話しいただきたいんですが、皆さんよろしいでしょうか。はい、じゃハート to ハートの菊地さんのほうから発言いただけるでしょうか。お願いします。</p> |
| ハート to ハート菊地氏 | <p>こんにちは、いつもお世話になっております。ハート to ハートの菊地でございます。よろしくお願いいいたします。私は協議委員に入っていないため、傍聴席からですが、簡単にご報告させていただきたいと思っております。報告書は事業としてはまとめていなくて、簡単な報告書の日づけで漏れていることとか、削除していることもたくさんありますので、その項はご了承くださいませ。</p> <p>23 年度に引き続き、24 年度のハート to ハートの活動内容として、23 年度とは中味を変えまして、動物の病気のフォロー、避妊のフォロー、あと物資的なフォローもさせていただきました。おかげ様ですが、ご報告です。5月に社会貢献者の発表で受賞することができました。これも皆様のおかげでございます。ありがとうございました。</p> <p>私たちが去年した中で、特にキャンペーン、人も少ない中でやらせていただいたので、大きなことはあまりできなかったんですけども。皆様にご紹介したいのは7月に行いましたお散歩マナーキャンペーン。仮設に住んで1年経ち、しつけとかマナーの面でいろんなトラブルが発生しています。私たちが取り組んだキャンペーンの目的は、仮設に住んでいる方々がペットを飼っている方以外と仲良くしてほしいということです。</p> <p>ペットを飼っている方だけ対象じゃなく、朝会って草むしりをしたりということで、今回はサンバイザーを皆様にお配りして、皆さんで協力して朝夕散歩のときにご迷惑をかけないように、まずは草取りなどをするとき、</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>交友を図りましょうねと、お話をさせていただきました。</p> <p>その際、皆さんにいろいろ理解してもらえよう、ポスターづくりなどもしまして、仮設住宅の中や外に貼って、皆様とそういう理解を深めるよう努力しました。その際に、仮設住宅の中で子どもたちがとても寂しい思いをしているのではないかということです。いろいろお話をしている間に、子どもたちにも何かしてあげられないかなど。私たちが企画したのは、回っている仮設住宅に限り、子どもたちにペット、または動物に関するポスター、作文を書いていただくというキャンペーンをしました。</p> <p>たくさん子どもたちがポスターづくり、作文を書いてくれて、それはとてもいい中味の作文やポスターがありましたので、仙台市と一緒に進行するとき、貼り出ししたり、私たちが東北福祉大学や宮城大学で学生さんたちにセミナーをするときに、作文などを紹介させていただきました。</p> <p>今後の活動の内容としては、私たちがいろいろイベントとかに出る際に、震災に関して活動している中味を皆さんに知っていただくとともに、今後も被災したときにどういう対策が大切なのかということ、他県の皆様、今後、日本全国で震災が起きるといわれている中、ペットを飼っている人、飼っていない人たちが協力し合える社会づくりに貢献していくことだと思っております。</p> <p>小学校で行われる地域の防災訓練などに参加しました。その中で仙台市さんのプリントの配布とかなども協力しました。仙台市さんの震災カルタづくりというものがありまして、その中にペット被災のことも入れていただきたいと思い、そういうカルタづくりの協力にも取り組みました。</p> <p>私たちが考えていかななくてはならない問題の1つは、仮設住宅で動物を飼っているところに、誰かに飼ってもらえないんじゃないかなということ、猫などを捨てていくということが今年の課題としてありました。今は飼っている猫が近所の方にご迷惑をかけているみたいな、住人同士のトラブルも聞きました。</p> <p>その辺を仙台市獣医師会の方たちなどに相談しながら、いろんな意味でフォローしてもらい、トラブルを少なくして、捨てられる猫、地域猫などの問題のほかに、被災のあとにふえてきた猫やそれに関わった方たちが不幸にならないようなことのアドバイスなどをしていく必要があるのかなと思っております。以上です。今後ともよろしく願いいたします。</p> |
| 佐藤会長 | <p>はい、ありがとうございます。仮設住宅とか復興住宅での問題っていうのがいろいろ明らかになってきて、それに対応する1つの方法としてこういうお散歩キャンペーンをやったり、飼い主のマナー向上、ペットを飼っていない人への動物愛護の理解の促進などにも貢献されていて、そうい</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>うことをもう少しやっていかなくちゃいけないんだろうなと感じました。これからもよろしくお願ひいたします。それでは続きまして、柴内先生も仮設住宅で動物介在活動ということでご協力いただいたようですので、活動の内容についてご紹介いただけますでしょうか。</p> |
| <p>柴内委員</p> | <p>仮設住宅に訪問させていただきました。動物介在教育という触れ合いの部分と、子どもさん方を対象とした動物を介在させた教育を目的に行いました。この日の活動の主催は地元のエーキューブの皆さんで、私たちはヒューマンアニマルボンド活動を推進しております公益社団法人日本動物病院福祉協会のコンパニオンアニマルパートナーシッププログラム（CAPP）のボランティアのメンバー3人が、活動犬を伴いまして、ご一緒させていただきました。</p> <p>仮設にお住まいの子どもたちは動物と一緒に住めない。また住み始めても、まだ周りとの十分なコミュニケーションが取れない。または動物は大好きけども、さわり方を知らない。そのための事故を防ぐ。そして子どもたちに生きている温もりに触れる、命の大切さをごく自然に体感してほしいということを目的に、エーキューブのプログラムにご一緒いたしました。</p> <p>先ほどお話しくださいましたエーキューブの理事長の齋藤さんをはじめ、皆様多数のメンバーの方がご協力くださいました。私たちがお手伝いという形で参加させていただき、民放でございますが、こうした場面を全国に知らせたいという目的で、撮影が許可され、東京から撮影のクルーが参りまして、撮らせていただきました。</p> <p>今年の1月13日に全国の放送に、理事長の齋藤さん、メンバーの皆さんや動物たちが、お子様方だけではなくて、当日ご一緒にお住まいの高齢者の方々やご家族と一緒に参加されとてもよかったのではないかと思います。私たちは一度だけ参加させていただきましたけれども、地元の皆様方はさまざまな場面でお手伝いをくださっておられます。</p> <p>動物介在教育自体は被災以前からセンターの皆様、エーキューブの皆様、仙台市のボランティアの皆様のお力で、荒浜小学校の他にも、何ヶ所かの小学校にご一緒させていただいた延長線上に、今回の活動が実施できました。仮設住宅での不自由な生活、それから子どもたちの気持ちを少しでも楽しみや明るさにかえる、お役に立てればと願って参加させていただきましたことをご報告申し上げます。ありがとうございます。</p> |
| <p>佐藤会長</p> | <p>ありがとうございます。続いて坂本委員のほうからお話しいただきたいんですけども。坂本委員は現役の小学校の校長先生で、合わせて動物に関心の高い子どもたちが、この動物管理センターの譲渡会等に参加とい</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>うことで、動物愛護にご理解をいただいているようですので、学校の活動等ご紹介いただければと思います。</p> |
| 坂本委員 | <p>七北田小学校ですが、文部科学省の指定を受け、4年間地域共生科という新しい教科を立ち上げてきておりました。これは従来ある国語や算数といった教科と同じ位置づけで、新しい教科を開発するという目的です。</p> <p>地域共生科はどういう教科かと言いますと、最終的には義務教育の目標であります社会で自立する子どもを育てるとというのが、究極の目標です。地域共生科という教科を通して、社会性をしっかり身につけさせたいといったことを目標にしております。その中の大きな柱は社会貢献です。1年生から6年生まで社会貢献というか、地域貢献ですね。地域に何か貢献できることはないだろうか、それぞれ考えて活動しています。</p> <p>6年生の活動の1つとして、七北田のまちを元気にしたいと。元気にするためにどういう活動をすればいいかと、子どもたちがそれぞれ考えて、幾つかのグループをつくっています。そのうちのグループの1つがこの子どもらしい名前なんですが、「わんにゃんプロジェクト」というのを立ち上げました。子どもたちなりに考え、地域を明るく元気にするために、地域の人たち、子どもたち、保護者にかわいい動物と関わってもらうことで、元気になるかなと。あるいは動物のことをいろいろ知ってもらうことでもいいのかな。そんなようなことを考えてやっております。</p> <p>これは昨年の6年生が始めまして、今年度の6年生もそれを引き継ぎました。来年度の6年生も引き続き、受け継いでいくところまで、今いっています。子どもたちなりにいろいろ考え、子どもたち、あるいは大人が動物としっかり関わることによって、心が温かくなるだろうと。そういったことを自分たちでやっていきたいと。</p> <p>その中で里親探しをやっていると子どもたちが聞きまして、ぜひ自分たちも協力したいと、動物管理センターの方々に非常にご迷惑をおかけしているんですが、ご協力いただきました。年に一度、児童会の大きなお祭りのときに動物を連れて来ていただきまして、子どもたちに動物との触れ合いの機会を持つといった活動をしているところでした。はい、以上です。</p> |
| 佐藤会長 | <p>はい、ありがとうございます。動物とのつきあいを通して地域貢献、社会貢献という新たな動物愛護行政の、新たな展開かなと思って聞かせてもらいました。ありがとうございます。こちらで24年の活動、アクションプランのご説明、それに付随した説明をしていただきました。事務局、あるいは今の各委員からのご発言について、ご意見とかご質問ございましたらお願いいたします。</p> |
| 齋藤委員 | <p>七北田小学校のわんにゃんクラブ、わんにゃんプロジェクトの生徒さん</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>たちは譲渡会のたびに来ていただいて、譲渡犬の写真が載っているところにいろいろエールを書いてくださるんですね。前に児童会の集まりのときにも譲渡犬も触れ合いに出たんですけれども。エーキューブの会員の犬たちも、お手伝いで触れ合いに参加しました。</p> <p>その譲渡犬たちと触れ合ったことで、情報をたくさん得たので、子どもさんたちが「この子はとてもかわいいです」とか、「甘えん坊です」とかって、いろいろ書いてくれました。譲渡会に来た人たちが、写真だけで選ぶのではなく、そういうコメントを見て、「ああ、何かよさそうだね」とか言って決まったというのもあります。毎回来ていただいて「早くこの子をもらってください」とかいろいろ書いてくださるので、子どもさんたちの一言ってというのが、会場に来た方たちにいい雰囲気を受け入れていただいて、譲渡会もとても温かい雰囲気で感謝しております。ありがとうございます。</p> |
| 坂本委員 | 子どもたちに話しておきます。ありがとうございます。 |
| 佐藤会長 | 子どもが参加することで、その譲渡会がさらにスムーズに動くようになり、非常に新しい展開ではないかと思えます。今後ともよろしく願いいたします。ほかご意見ご質問ございますか。はい、お願いします。 |
| 吉川委員 | <p>7ページの上のほうですけれども、譲渡講習会、青葉・宮城野区民まつりにて啓発と書かれてございます。私は宮城野区の在住なものでございまして、区民まつりの区民協議会の事務局に関わりもしておるものでございますけれども。この出店の様子はちらっと見ておりますけれども。</p> <p>例えば去年のあれでしたら、どの程度の実績があったわけですか。それをお聞かせいただきたいこと、それからもう1つ、ハート to ハートの菊地さんの報告でございまして、1枚目の後ろの7月 23 日、宮城野区の行事の納涼名刺交換会におきまして、どのようなことをされたんでしょうか。私もどちらにも関わりをさせていただいていることですが、不勉強で詳しくは知りませんので、教えていただければと思います。</p> |
| 佐藤会長 | はい、それでは事務局のほうからお願いします。 |
| 動物管理センター所長 | <p>事務局から、先ほど質問にありました愛犬マナーアップのしつけについて、区民まつりを選びましたのはやはり集客、市民へのアピールと、多くの方が参加していただけるということが前提となっております。宮城野区では10月21日に実施しまして、約20組の方が応募していただいて、わんちゃんと一緒に、実際に講義を受けております。11月3日には青葉区の勾当台公園の区民まつりで、飛び込みを含めまして約12組。これもわんちゃんと一緒に、実際に指導をさせていただいています。</p> <p>あとで皆さんのご意見を聞くと、やはり今まで知らなかった方が多かったということで、非常に喜ばれております。我々としても継続的なマナー</p> |

| | |
|---------------|--|
| | アップという前提を考えれば、続けていくべき内容かなと捉えております。 |
| 吉川委員 | ぜひ続けてやってください。よろしくお願いします。 |
| 佐藤会長 | はい、それじゃハート to ハートの菊地さんのほうから。 |
| ハート to ハート菊地氏 | 今の質問にお答えします。私のつくったこの資料が今回、仙台市動物愛護協議会に出す資料じゃないために、ハート to ハートとしての活動のことも半分くらい入っています。多分この宮城野区の名刺交換会というのは、宮城野区に関わる業者さん、ボランティアさんに限らず、いろんな方が参加するということで、区役所の方たちとかも来ていらっしゃる。宮城野区まつりに出たり、そういう宮城の中で、ハート to ハートはこういう活動をしていますということを、個人的に、グループごとに会った方とお話しするという内容でございました。 |
| 吉川委員 | そうですか、ありがとうございます。 |
| 佐藤会長 | ほかございますか。 |
| 柴内委員 | <p>先ほどエーキューブの齋藤理事長がお話しされておられました、仮設住宅でペット可という部分、動物とともに住まいになる方はエレベーターが使えないとか、階段を利用なさることが現状になるのではないかと伺いましたが、例えば高齢者の方々が階段を使うのは大変危険な場面にもなるのではないかと思います。</p> <p>最近は集合住宅でも動物と暮らすということが、次第に普及されてきております。20年以上前から、米国では公的な資金の入っている集合住宅では、「何人も動物と暮らすことを拒んではならない」という法律もあるくらいです。特に高齢者には配慮されています。仮設にお住まいの方々がもしも願われれば可能となるはずですが、これは住宅関係ですから、管理は別と思いますが、そのような方向に向かわれたらよろしいのではないかと思います。</p> <p>今申しました米国の基準の翻訳、古いものですが、デルタ・ソサエティ発行の『アンソロジー』に載っておりますので、原文をぜひお送り申し上げますので、ご参考にしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。</p> |
| 保健衛生部長 | <p>今、被災者の方はプレハブとか民間の住宅も含めて応急仮設住宅に住まわれておまして、市内約1万世帯ほど住まわれております。応急仮設住宅から、次のステップとして災害復興公営住宅とか、戸建の住宅、防災集団移転といったことで、新たに住まいを確保するという事業を今、仙台市で行っております。</p> <p>昨年の協議会の中でも齋藤委員から、そういった住宅の中でペットを飼えるようにしていただきたいというお話がありました。私としまして、住</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>宅の担当部局にお話をしました。今、応急仮設住宅の中でペットオーケーなので、引き続きペットを飼えるように設計とか、あるいはソフトの面でもお願いしますということで、現在具体的には都市整備局、建設を担当しておりますほうで検討しております。</p> <p>これから具体的に建設整備が 25 年度初め、スタートしているところはありますけれども。実際に入居できるのが 26 年年明けから、あるいは 26 年度初めあたりにかなり多くの住宅整備がなされ、入居が開始します。私が聞いているところでは、入居の約半年くらい前に募集を始めると。それで今、都市整備局、建設を担当するほうでその募集に向けてのさまざまなルールづくりを行っている。</p> <p>その中にペットについても当然ペット可で、どういう対応でペットを飼わない方との共生、トラブルなく住めるようにするかということも検討しているようでございます。本日、お話をいただきました、そのエレベーターの件、これから整備の段階でございますので、ご意見必ず担当部局のほうにお伝えしまして、いい形で実現できるよう私たちもお話をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 佐藤会長 | よろしいですか、齋藤さん。 |
| 齋藤委員 | どうぞよろしく願いいたします。 |
| 佐藤会長 | <p>そういうふうに行政で、ハード面での対応を検討されていると思うんですけれども。合わせてソフト面での、動物嫌いな人との共生ができるように、何かやっぱりやっていかなくちゃいけないんだろうなと思いますね。先ほどハート to ハートから、お散歩キャンペーンとかやったという紹介がありました。そういうものを通じて動物愛護への理解、動物との付き合い方への理解を宣伝していく必要があるんだろうなと思います。そういうところもご検討いただければと。ハート to ハート等の団体の方等の支援をいただきながら、そういうものがあつたらいいなというふうに感じました。</p> <p>ほかにご意見ございますか。なければこの 24 年度の動物愛護アクションプランですね、了承したということでよろしいでしょうか。はい、それでは次の議題に移ります。次の議題は 25 年度のアクションプランですね、案について事務局のほうから、ではご説明ください。</p> |
| 動物管理センター所長 | <p>(4) 平成 25 年度動物愛護アクションプラン (案) について</p> <p>それでは説明させていただきます。資料 2 をご覧ください。平成 25 年度仙台市動物愛護アクションプラン案でございます。内容は 24 年度の内容を基本的に踏襲しており、主な変更点をアンダーラインで示し、注釈も</p> |

記載しております。それでは1ページより変更部分について説明いたします。まず実施期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までとなります。重点事業は24年度と同様、飼い主のいない猫対策事業と災害発生時動物愛護対策事業としております。

飼い主のいない猫対策事業では不妊去勢手術の助成を継続するとともに、本事業に関する市民理解を深めるためのセミナー開催等を充実させたいと考えております。次に災害発生時動物愛護対策事業です。平成25年度はこれまで実施してきた災害発生時動物愛護対策事業を踏まえながら、本市の被災動物救護対策については、今年度の事業を継続し、獣医師会や市民ボランティアとともに、プレハブ仮設住宅や復興公営住宅でのペット飼育に関する指導・助言を行います。またさまざまな機会を捉えまして、震災時の経験を全国に発信してまいりたいと考えております。

次に2ページから具体的な取り組みについてご説明申し上げます。まずI、適正な飼養の推進に関しまして、1、各種媒体を利用したマナー向上啓発の推進ですが、町内会などの団体からの求めに応じた犬猫マナー向上セミナー開催は、平成24年度に実施したところ効果があり、今後継続すべき事業と考えられることから、新規追加をしております。3ページに収容動物の譲渡の推進については、獣医師会やボランティアの協力によって、譲渡を推進するため、8回以上から10回以上としております。

さらに24年度アクションプラン実施結果で説明しました譲渡会では、小学生のボランティア参加の事例など、市民ボランティアの協力も拡大しつつあることから、その推進のため、ボランティア参加をさらに呼びかけることを新たに追加しました。1、動物取扱業者への指導・啓発については、受講率の高い動物取扱責任者研修会を県との連携を強化しながら、内容を充実させるとともに、立ち入り検査については対象を必要な施設を中心としたものとし、2年に一度を目途に全施設に立ち入るものとしてまいりたいと考えております。

4ページにまいります。法改正の対応として(4)動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、追加された犬や猫の健康安全計画の策定などを、動物取扱業者に対して指導することを追加しました。以上、平成25年度動物愛護アクションプラン案の説明とさせていただきます。

尚、動物愛護管理法の改正については、資料3をご覧ください。今回の法改正のポイントですが、動物取扱業の更なる適正化として、犬猫等販売業者に対し、犬猫等健康安全計画の提出や、終生飼養の徹底として、所有者の責務に終生飼養を追加し、犬及び猫の引き取りについて動物取扱業者から引き取りを求められた場合など、終生飼養の趣旨に反する場合には、

| | |
|------|--|
| | <p>引き取りを拒否できることとするなど、具体的な事例については今後省令で記載予定とのことがありまして、詳しくは資料3にお示ししております。</p> |
| 佐藤会長 | <p>はい、ありがとうございました。今年度の動物愛護行政の一番大きい話はこの動物愛護管理法改正だと思うんですね。そして今年の9月1日から施行と、その改正にあたって、環境省で動物愛護管理のあり方検討小委員会で審議されたわけです。その委員であります山口委員から、特に重要なものをご紹介していただけたらと思います。お願いいたします。</p> |
| 山口委員 | <p>私は 25 回の小委員会にずっと出てきたわけですが、この小委員会はいろいろ意見が出まして、なかなかまとまらない。結局、報告書自体は二論併記、三論併記という、今までにない形の報告書になり、小委員会の委員の方々も、みんな首を傾げていました。</p> <p>小委員会は決定する場所ではないんですけども、委員会として、意見が全然まとまらなかったというところがあるんですね。ただ、それでも審議会を通過して、法改正ということにはなったんですが。今回3回目なんですけれども、やっぱり動物取扱業の適正化というのがまた一番メインになってしまいました。甲羽先生苦笑いされていますけども。</p> <p>本当にきちんとやっている方々がいらっしゃる一方、業界の方々の中からも、それやめてよねと思うような業者の方々がいるからこそ、こんなことになってしまうんです。一番のメインは日齢規制、これは前回の法改正のときも持ち上がったんですが、ペンディングで、委員会を立てて研究して、次の改正のときに話し合おうということだったんですけど、結局、その委員会は立ち上がってはおりません。</p> <p>これも何とも奇妙な法律になっておりまして、一応 56 日齢という言葉が法律では入りました。移行期間の間ということで、移行期間の間は生後 45 日、3年後には生後 49 日。法で定める日が来たら生後 56 日と。じゃいつになったら生後 56 日になるんでしょうという、ちょっと普通の法律ではあり得ない形の法律になりました。</p> <p>海外の法律ではほとんど8週齢という言葉が入っております。動物行動学の先生のお話を伺っていても、それ以前に親から離すというのは、やはり行動学的にのちのち問題が起こるといことが言われています。あまり早いと抵抗力すらありませんから、環境が変われば、環境の変化についていけなくなったりもあります。</p> <p>33 日齢くらいで買われて、病気だったという苦情がうちに入ってきましたが、ワクチンも打てないので、早く法律で 56 日って定めないとと思います。</p> <p>それと記録をきちんとつけること、健康安全計画、現物確認と対面販売</p> |

ということも書かれております。ネット販売ってホームページで紹介していて、そこのお店に行って買うのは構わないんですけども。ネットだけで、この子っていうとクリックしてお金を振り込んで送って来られるという販売ですね。これが事実上できなくなる、確認をしないとイケないということになると思います。但し、9月1日まではまだネット販売はできます。

たまたま私がこの会議に入る前に、電話で受けたびっくりする話がありました。某ブリーダーさんといいますか、某ところから犬を3頭600万円を買ったら、その値段もびっくりですが、血統書だけが届いて、犬が来ないという。これも完全に詐欺ですからそれはもう警察の話ですよと言ったんです。ネット販売は、こういうことも起こるんですよ。今までも同じような話があります。

それから今回は現物確認ということで、その動物がどういうふうに飼育管理されていたかを見ることはできます。犬を送られてきたら、病気だらけだったとか、歯がぼろぼろだったとかっていう話はあるんですが、それは現物確認で見ればがりがりかどうかはわかるわけですから、少し、一歩前進かなと思います。

それから時間制限もありますね。某ペットショップは、午後から朝の5時までやっていたところがあるんですけども、それはできなくなりました。夜は8時までとなっておりますので、一般のペットショップは、昨年の6月1日から改正になっておりますので、それに従って、もう既に動いてくださっているとは思いますが。

新しい動物取扱業の業種が追加されて、1つは既にやられていたオークションですね、せり市。今までは全然、業ということにはなっていないので、そこが追加されたことと、もう1つは譲り渡し業ということで、飼えなくなった人からお金を取って、一生飼えますよ、新しい飼い主見つけますよということで引き取る業。今まではそれは所有権が変わるから業じゃないといわれていたのが、今回はそれも業であるとなりました。

実際に大きな問題があったので、NPO法人という愛護団体のような名前をつけていて、実際は何十万とかっていうお金を取って引き取って、「一生飼えますよ」あるいは「新しい飼い主見つけますよ」と言いつつも、飼い殺しと言いますか、自分のところに連れてきたら、もう全然世話をしないで放置、病気になったって放置でどんどん死んでいく。あるいは山に捨てに行くということが起こったものですから、それを踏まえて今回は法律改正の中に入りました。

それから業界の方々、今までの取扱業は第一種ということになって、第

二種が新たにつくられました。第二種はお金で売買ではないんですが、飼育施設、飼養施設を持っていて、一定数というのが何頭になるのかまだ決められていないようですが、ある頭数以上を飼養する場合には、第二種動物取扱業として届け出の対象とするということ。主に動物愛護団体等が含まれておりまして、動物愛護団体の中にはすごく反発する方も結構いらっしゃるんです。

愛護団体という名前がついている以上、皆さんの模範になるような適切な飼育管理をしていただかなくてはなりません。そこが劣悪な飼育管理をしているっていう状況があります。自治体の手が入って指導の対象になっているところも実際ありますので、そういうことのないようにということで、この第二種動物取扱業者が追加されております。

何頭になるのかはまだ見えていません。飼うなっていわれているわけではありませので、適切に飼育管理されていれば、別に問題ないというところだと思うんですね。

ただ、この「適切に飼育管理されていれば」というところですが、今までだと周りからの苦情があれば、中に入って指導しました。周りに家がない山の中で、飼育管理していれば、周りからの苦情がないので、なかなか飼い方の改善指導がしにくかったところが、周りからの苦情がなくても、その飼育管理が適切でなければ、指導の対象にできるようになりました。

それは多頭飼育の適正化なんです。第二種のところでもやっぱり同じような方が多頭飼育で、適切でない管理をされている方がいらっしゃるんで、その第二種の方の中で、この多頭飼育の適正化に引っかかってくる人がいらっしゃる可能性はあるというふうに思います。

災害対応は今まで、地域防災計画に入れることを努力されている自治体が結構多かったんですが、今回法律の中で、動物愛護管理推進計画に災害対応を入れ、動物愛護推進員の活動として、災害時における動物の避難保護に対する協力が追加されました。今回の東日本大震災で、ボランティアさんの力が本当に必要だと。

普段から意識を持って学んでいただき、トレーニングをした方々が中心になって、二度と起こってほしくないですが、万が一、次起こったときには活動していただけるようにということが念頭にあると思います。

犬猫の引き取りについてですが、終生飼養することと、自治体もできるだけ新しい飼い主を探し、返還率を上げなさいといわれていて、理由によっては引き取りを断ることができる。その理由は環境省が示すことになっていて、何回も連れて来る人とか、業者というふうなことがいわれているんですけども。

| | |
|------|--|
| | <p>ただ、ここで1つ懸念があるのは、あなたはまだまだ飼えますよって言って、引き取りを拒否した動物がどうなっているかっていうことを確認しないと、じゃ隣の県に行って捨ててくるということをやられていたりとか。あるいは捨てないまでも飼い殺し状態ということが起り得ます。</p> <p>一たんいやだと思った子について、じゃもう一度適切に飼いますわと思ってくださればいいんですが、そうじゃない方々が意外といらっしゃる。そのまま散歩にも連れていかない、炎天下に放置という飼い殺し状態になることだってあるわけです。断るときにはその子がどういう飼育管理をとるというフォローアップがないと、危険なことにもなりかねないなというふうに思います。</p> <p>実際、今、某自治体が既にまだ飼えますよとって、断っていますと結構言っています。マスコミにも取り上げられています。その実、隣の自治体に捨てられているという、隣の自治体の方がカンカンになって怒っていらっしゃるということが既に起こっております。</p> <p>ですのでその辺のところはしっかりフォローしない限り、この法律は本当に有効に機能しているとは思えなくなってしまいますので、その辺は仙台市にもよろしくお願ひしたいというふうに思っています。</p> <p>それから罰則の強化なんですけど、大体2倍とっていただけたらいいと思うんですが、100万円が200万円に、1年が2年になったんですが、ここは2年が本当は3年にしていただきたいかった。3年以下の懲役となりますと、器物損壊罪と同じになります。警察は強いほうを使おうということで、自分の飼っている動物が他人に虐待されたときは、器物損壊を使われるんですよね。それが3年以下の懲役なので、できれば、物ではなくて、命ですので、器物損壊ではなく、動物愛護法でできたらなっているふうに思っています。</p> <p>それから特定動物、ここにはないんですが、特定動物、企業としてやればこれはかなりの罰金がつくようになっております。特定動物が捨てられている、逃げ出したとかっていう場合は、ほとんど飼育許可をもらっていない飼い主からです。</p> <p>今回の大震災のようなことがあれば、東京あたりでは恐いなと思うんですね。許可なくワニとか毒蛇とか飼っていらした場合は、それがすべて震災のときに表に出てきた場合、大変なことになると思います。これは取扱業の方と自治体が連携し、許可なく飼わないようにと、徹底していただければなと思います。はい、以上です。</p> |
| 佐藤会長 | はい、ありがとうございます。山口委員から、法改正の紆余曲折も含めてご紹介いただいて、動物愛護管理法のポイントを紹介いただきました。 |

| | |
|------------|--|
| | <p>方向性は紆余曲折ありましたが、方向性ははっきりしましたし、その有効化のためには行政の役割が重要だろうというご指摘もあったかと思えます。私もこの 25 年度のアクションプランを見せていただきまして、大きな部分にこの動物取扱業者への指導啓発というものが、法改正に伴って、非常に重要になってきたんじゃないかと思えます。その中で、山口委員から紹介ありましたように、第二種取扱業者ですね。これまだ不明ということですが、それに対してどのように対応しようとしているのか、行政からどういうお考えをお持ちなのか、ご紹介いただけないでしょうか。</p> |
| 動物管理センター所長 | <p>事務局側として、まずこの法令の状況ですが、まだしっかりしたものでもなくて、明日環境省でまた全国の自治体を集めて研修をやるというお話も聞いています。もちろんその中で今後とも全国的な、義務づけられています動物取扱責任者講習会の中でもきちっと説明していくという形が重要かと思えます。まずそういうことで周知することが大事なのかなと。</p> <p>内容がはっきり言って、行政担当部局も熟知されていない、まだ構築中と。環境省の細かい規定を含めてのようですので、ここでは私どもとして、どういうものなのかなというのを、概要のこの文書にあります、資料にあります中味でしかちょっとわからないものですから、その辺ちょっとご理解いただければと思います。</p> |
| 佐藤会長 | <p>ほかにどなたかご意見、はい、よろしくお願いします。</p> |
| 甲羽委員 | <p>山口先生からちょっと睨まれましたので、私も一言何かあるべからずのような感じなので、お話し申し上げます。この間いただいた前回の議事録の中でも申し上げていますので、重複しますけども、一通り申し上げます。今回の 22 条の 5 ですか、ここではっきりと 8 週齢問題が表面に出てきました。前回まではぼやかしてきたんです。</p> <p>ところが今回 56 日を経過しないものについて、販売のため、または販売のように供するために引き渡し、または展示してはならないというふうにはっきり書かれました。ただ、これには 3 年間の猶予期間を設けて、何かややこしい言葉で記憶もできないほど難しい言葉で、3 年までは 49 日かな、までと読み替えることができるという、何かわかったような、わかんないような表現で、結局 3 年間は猶予しますよと。ただ、その後は 56 日をはっきり守りなさいということのよう。それでいいんですか。</p> |
| 山口委員 | <p>3 年後すぐかと思いましたが、法で定める日っていう言葉がついているんですね。だから 3 年後すぐという意味ではないんですよ。今までない法律だと思っています。</p> |
| 甲羽委員 | <p>でもない、とにかく私がこういうことを言うと反逆者の部類に入るのかもわかりませんが、国の審議会の委員の方々も非常に偉すぎて、意見</p> |

統一できないんですよね。そしていろいろな方がいろいろ言う。その中で比較的面白かったのは、亡くなった上野動物園の園長の林先生は、たまに牛を殺すんだったらハンマーで叩くと一番いいんだなんていう話までしないと納得しないというメンバー、偉い人はそこまで言わないとわかんないんですよね。それで話は本論に戻しますけども、この8週齢問題はもう非常に長く審議されてきたんです。

この前も前回の会議のときもくどくど申し上げましたんですけども、実際問題として子犬を産ませて、飼育した経験のある人なら、ちょっとおかしいんじゃないのかっていうことに気づくんです。それをない方ですと離乳が早すぎる、親から離すのが早すぎるとか。それをしないと、社会化に問題が生じますという、これも私は国の審議会の中で、初めて耳にした言葉なんですけども。犬猫の社会化という言葉が出てきたわけですよ。

私も子どものころから犬猫と一緒に生活し、牛のお産でも、豚のお産でも、小学生のころから目の前で見てきているわけです。そういう中で動物の社会化って何だ？という話になりますと、前にいる先生方は何でそんなこと言うんだと言われるかもしれません。私は全く、社会化という言葉が犬猫に対して考えたことはございませんでした。あまり早く離乳をさせると、その社会化が達成されないで、不幸な犬猫になっちゃうんだという。

ここに青木貢一という偉い先生の論文がございます。これ見ても、ちょっと首を傾げるような言葉が入っているわけでございます。それでとにかく社会化じゃない、販売に8週齢というものがきちっと指示されるのであれば、それほど難しくはないです。

と言いますのは今、市場で大体45日から50日ぐらいで市場に出ます。そして市場で買い取って、家に持って行って、次の日に売れるとか、次の日にお客さんに渡すということはまずあり得ないです。まず翌日に獣医に一応健康状態を調べさせて、2日ぐらい模様を見ます。ですからそれだけでもう3日ぐらい経ってしまいますね。あと店に陳列して、4～5日経てばもう8週齢は到達できます。

それからもし4～5日、間があるのであれば、8週齢まであと4日あるから待ってくれとか、そういう形でこれは十分対応できます。そんなに難しいことではないんだけど、中にはアウトロー的な者が結構おりますので、特に多頭陳列している店においては、裏に回ってみますと、死んだ子犬が4～5匹、段ボールに入れて置いてあったとかということは、普通に私どもの耳に入ってきますので、その辺が問題だと思います。

最後になりますけども、山口先生がおっしゃった特別動物、ワニとか蛇というものの流通はほとんど私どもの身边ではございません。これももう

| | |
|------|--|
| | <p>完全にアウトローで、闇から闇に密輸されて来て、販売されているものが多いので、私どもには全く訳がわからない、全くタッチしない部分でございます。終わります。</p> |
| 佐藤会長 | <p>はい、ありがとうございました。この8週齢問題については一応法律で決まり、3年後までにもう一度検討するということですので、その中でそういうご意見等も多分出てきて、最終的に決まっていくと思います。しかし方向性として8週齢ということが出てきていますので、当面そういう法律に変わったということ動物取扱業者の方に、行政として周知していく必要があるんだと思います。3年後にそういういろんな意見も含めて、多分もう一度検討されるものと思っております。はい、どうぞ。</p> |
| 柴内委員 | <p>この法改正に関してはすでに 25 回という、時間も経費も費やして大変な論争もあったはずですが、結果はこのようなことで、動物行動学から獣医学的見解まで全ての責任は獣医学にあります。今回の委員会でも正しい獣医学を、これは動物たちに対する愛情と科学ですから、科学として明確にできなかった責任はとても大きいと思います。</p> <p>大変恥ずかしい思いです。このようなことが繰り返されないよう、徹底しなくてはいけない問題です。5年後とか3年後ではなく、今回のこれだけの労力を費やしてできなかったことは、私たち獣医師の責任だと痛感しています。</p> <p>山口先生のお話の中にありました、行政で受け取らない動物たちがほかで投棄されたり、遺棄されたりしているということですが、日本では民間のシェルターは少ないです。諸外国では、広大な場所に多大なボランティアの力と市民のドナーション（donation＝寄付・寄付金）で成り立っているシェルターが活躍しています。そのドナーションで立派な施設をつくり、市民のボランティアが時間と労力を提供して、不幸な動物を助ける、そのような愛情を込めた施設をたくさんつくれるというのは、国民性の違いだけではないと、羨ましい場面です。</p> <p>それがないために、行政でもしも理由があってお断りすれば、ほかで大きな問題を起こすということになってしまうのです。</p> <p>それからエキゾチックペット、海外から輸入したペットという問題ですが、輸入されるまでに半数ぐらいが死んでしまう。そして入国した動物たちも一般の家庭に飼われて、気候も異なり飼い方も知らない人たちの手に渡って、寿命を全うさせることもできないような状態です。ペットとは言えないですね。エキゾチックペットは、例えば動物園動物とか研究のために不可欠な場合以外は、一般人が外国の動物をペットなどにすることは法律で禁じたらよいと思います。これも国としての教育にあると思います。</p> |

| | |
|------------|---|
| 佐藤会長 | はい、ありがとうございます。8週齢問題については、法的に決まりましたけども、まだまだ検討されていくものと思います。一応方向性としては一致して、そういうものになったということでご理解いただきたいと思っています。ほかにご意見ご質問ございますか。 |
| 山口委員 | <p>今回の法改正で獣医師の役割がかなり重要になったと思います。1つは虐待と思われるものが見受けられたら、義務ではないですが、通報するという努力義務が課せられました。かなり獣医師に対する法的義務、責任といますか、やっぱり動物福祉は獣医師がしっかり動かなくてはならないですよというのが、法律に入ったと思います。</p> <p>動物取扱業の方々、犬猫等の健康安全計画を提出するとなっています。これにつきましてもやはり、その業を営んでいらっしゃる方のところで、どういうふうにすれば健康に安全に、その動物が飼えるかということは、やはり獣医師がそのあたりのことをしっかり指導しなきゃいけないんだろうと思いますので、かなり獣医師の役割が今回の法改正で大きくなったかなと思っています。</p> |
| 甲羽委員 | 少なくとも100頭以上陳列しているようなペットショップでは、専任の獣医師がいて然るべきじゃないかと、私は思っております。それがなければ、生後30日そこそこの子犬を連れて来て、陳列して、死んだ子犬が裏の段ボールに2頭も3頭も入っているという状態を、恐らく行政の皆さんが観察に行ったときには、そういうのはもうないとは思いますが、そういうのをしばしば私どもの会員は見ているわけです。これは動物愛護とか8週齢とかという問題じゃないと感じております。失礼しました。 |
| 佐藤会長 | はい、ありがとうございます。この動物取扱業者へのこの責任の徹底ということで、この立ち入り検査を行政のほうでするわけですが、獣医師はどのようにこれには関わるんですかね。 |
| 動物管理センター所長 | 立ち入り検査に対して、動物愛護担当職員が獣医師等と動物愛護管理法で定められていますので、基本的には獣医師が対応しております。 |
| 佐藤会長 | 似たような感じですけども、災害発生時に、動物愛護推進委員を委嘱し、これに関わってもらいたいという動物愛護法の改正かと思うんですが、この動物愛護推進委員の委嘱はご検討されているんでしょうか。 |
| 生活衛生課長 | 動物愛護推進委員ですが、宮城県では専門的な方を委嘱していますが、仙台市の場合は宮城県より早くNPOの方々、ボランティアの方々に非常にハイレベルな技術を獲得していただいた中で、ご協力いただいています。今回の大震災においても、非常にご活躍いただいたということもあって、こういう体制を継続したいと考えてございます。 |
| 佐藤会長 | ほかどなたかご意見ございますか。はい、どうぞ。 |

| | |
|------|---|
| 齋藤委員 | <p>また8週齢に戻るんですけども。この生後56日以内という確認をしたいんですが、これは母親から離すのが56日ということでしょうか。エーキューブで管理センターの譲渡犬をしていますと、本当に何年にいっぺんぐらいに、お腹に赤ちゃんがいて保護された子がセンターでお産っているのがあるんです。そういう犬の譲渡は授乳が落ち着くまでということで大體そうしますと、2カ月以上は子犬が母親のところで育つんですね。</p> <p>そうしますともらわれたあとで、とてもいい子です、落ち着いていてとてもいい子ですということを知り、今回の震災でも避難された方で譲渡犬というのがありました。ほかの犬たちと比べると落ち着いていました。8週以上親の下で過ごした子は、母親に守られているせいで、不安があまりなく育っているということは、とても精神的に安定した子が育つのかなと思います。</p> <p>これは人間でもそうだと思います。愛情ある母親の下で、たくさん抱っこされて育った子が精神的に落ち着いた子っていうのは介在活動で、児童館に最近多く活動に行くんですけど。そんなところでもお子さんの様子を見ているとわかるので、やはり56日、せめて8週齢、そのあとはもう親から引き離されて販売されるんでしょうから、8週齢ぐらいは一緒に母親といわせてあげてもいいのかなという単純な思いです。生後45日以内は早いとは思いますが、一般にそういう早いというものをどうして、1年後とか3年後となるのか、単純な頭で考えて申し訳ないんですけど、不思議だなと思いました。</p> |
| 甲羽委員 | <p>8週齢というのは親から離している状態なんですよ。人間でも同じです。最近では離乳は早いほうが良いといわれております。それでここに水越美奈、北川憲司、青木貢一という3人の発言の中からはつくった表がございます。水越という方は3週齢から5週齢まで、これが子犬の人間形成っていうか、非常に大事な時期であると。そして大體3週齢から40日ですか、40日ちょっとすぎくらいまでに離乳をするという形でございます。</p> <p>離乳は、親から離すということなんですね。ですから8週齢まで親と一緒に飼うということになると、離乳がその中間で行われていないわけですね。ですから今おっしゃったことは無理なご注文だということになります。</p> <p>それから今さっき印刷物を2～3枚出しましたけども、青木貢一という方は8週齢から3カ月で、親兄弟姉妹から引き離すとしているんですね。この人はほとんど離乳というものを眼中にないものの言い方をしているわけですね。こういう偉い先生の論文の中でも、そのときそのときで中間を間引いて、そして自分の言いたいことを勝手に言っている場合が非常に多いので、さっき申し上げたように、国の中央環境審議会においても、変な議</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>論が横行しているということになると思うんですよ。</p> <p>あくまでも、子犬は途中で当然離乳をしなけりゃならんし、その辺の細かいことをきちっと考えないで、8週齢だけが勝手に歩いているという感じは、私は非常に感じているわけです。</p> |
| 佐藤会長 | <p>はい、ありがとうございました。齋藤委員からは実体験に基づいて、8週齢の重要性を指摘していただきました。この法律をつくる段階で議論があったのは当然、子犬の免疫の獲得とか、犬同士、動物同士の社会関係の形成期とか、離乳後の人と動物との関係の形成期とか、そういう形成期に関する科学的な根拠の下につくられたと思います。その辺の科学的事実の整理が不十分であったらろうという柴内先生の意見とか、そして研究の不十分さも多分あるんだと思います。</p> <p>この数年間のうちに、やはりきちっと科学的な根拠を整理して、不足している科学的なデータを出して、最終的に決まっていきたいと思います。この場で議論する話ではございませんので、ご了承いただきたいと思います。時間もそろそろ迫ってきましたので、いかがでしょうか。25年度の動物愛護アクションプラン案ということで、了承するということがいかがですか。よろしいですか。はい、どうぞ。</p> |
| 坂本委員 | <p>1点要望があります。学校教育という立場からお話しさせていただきます。動物介在活動について、その活動の情報を学校現場にもっと流していただければと思います。3・11を経験した子どもたちに、学校教育として命の大切さ、協力することの大切さ、そういったものを子どもたちに伝えていかなければいけない、育てていかなければいけないと考えています。</p> <p>仙台市として新しい防災教育が平成24年度からスタートし、本格的に平成25年度からどこの小中学校でも防災教育を一生懸命やっていくことになっています。その中で福祉教育を取り入れている学校がかなりあります。そういった学校では盲導犬を活用している学校も多いと聞いております。</p> <p>このように動物との関わりから、子どもたちはいろんなことを学んでいけるんじゃないかなと思います。ただ、かわいいというだけではなくて、それこそ命の大切さ、動物が生まれてから、そして必ず死んでいくと。そういったものを通して、子どもたちはいろんなことを学んでいけると思います。</p> <p>実は環境局は結構学校現場に、NPOの活動情報を流しておりまして、各学校では環境局の情報を活用して、活動をしています。同じような形で学校にいろいろ情報を流していただければ、子どもの段階で動物に関わることを考えていくことによって、マナーの向上など子どものうちから育て</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>ていくことができると考えます。</p> <p>それが最終的に人と動物の共存を目指すことになると思います。人と動物との良好な関係の構築の推進（２）あたりに、学校現場への積極的な情報の提供を入れていただくといいのかなと思いました。以上です。</p> |
| 保健衛生部長 | <p>坂本委員から学校現場への動物愛護の情報提供というお話がありました。私ども教育委員会とも連携取りながら、25年度適切な情報提供を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。</p> |
| 佐藤会長 | <p>はい、そのように対応してください。ほかよろしいですか、はい。</p> |
| 柴内委員 | <p>甲羽委員の先ほどのご意見の中で、1つだけ付け加えさせていただきます。離乳の場面で、離乳が親離れのようなお話をしておられました。これは親の母乳を飲むことを一般食が食べられる状況に持っていくのが、およそ1カ月から1カ月半以内の期間で、決して親から離すということではございません。</p> <p>日ごろから甲羽委員の現場のご意見は大変参考になっていまして、こういうお考えで動物たちを取り扱われる方々が多ければ、あまり問題は起こらないと思います。その点、甲羽委員のご意見は、貴重なご意見です。社会化の臨界期について、犬猫も、脳の科学で解明されております。体感体得、学習の期間、そうした社会化の時期はもう明確になっています。こうしたところにももっと獣医学的情報を提供していかなかったことに理由があると、つくづく反省をしております。今後に生かしたいと思っております。ありがとうございました。</p> |
| 佐藤会長 | <p>（５）その他</p> <p>はい、ありがとうございます。ほかよろしいですかね、ほかございませんか。それでは意見出尽くしたと思っておりますので、25年度の動物愛護アクションプラン案を了承したということで整理したいと思っておりますが、よろしいですか。はい、それではほか何か全体を通してご意見ございますか。なければ次の議事に入ります。その他、事務局から何かございますでしょうか。</p> |
| 動物管理センター所長 | <p>事務局からは特にございません。</p> |
| 佐藤会長 | <p>はい、それでは議事すべて終了しましたので、これで事務局のほうにお返しします。よろしく申し上げます。</p> |
| 動物管理センター所長 | <p>どうもありがとうございました。それでは事務局からですが、来年度のスケジュールについてご説明を申し上げます。今回は11月ごろまでに1回目、2月ごろに2回目を開催したいと考えております。ご了承いただいた本年度のアクションプランの実施結果は、ホームページなどで公表して</p> |

| | |
|------------|--|
| | まいりたいと考えております。またご承認いただいた来年度のアクションプランに基づいて、本市の動物愛護行政を進めてまいります。委員の皆様、長時間にわたりご議論いただきまして大変ありがとうございました。 |
| <閉会> 進行 | それでは以上をもちまして、第 17 回仙台市動物愛護協議会を終了いたします。大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。 |
| | —了— |

平成 年 月 日

署名委員